

## 緊急自動車及び道路維持作業車の届出確認書及び指定書の記載事項変更手続きについて

緊急自動車及び道路維持作業車の使用者は、届出確認証及び指定書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出なければなりません。（大阪府道路交通規則第24条7項）

### 必要書類

- 緊急自動車等届出確認書記載事項変更届出書／指定書記載事項変更届出書
- 記載事項が変更された自動車検査証の写し
- 現に受けている届出確認書又は指定書
- ※ この他にも資料の追加提出を求める場合があります。

### 受付窓口及び問い合わせ先

大阪府警察本部交通部交通総務課 06-6943-1234（内線 50242）

※ 申請される場合は、事前に大阪府警察本部交通総務課にお問い合わせください。